

# 学習指導要領における部活動・地域クラブ活動の取扱いについて

## 現行の中学校学習指導要領の記載

※高等学校学習指導要領も同内容

### 第1章 総則

#### 第5 学校運営上の留意事項 1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

## 次期改訂に向けた方向性

- 「**部活動**」と部活動の地域展開により実施される「**地域クラブ活動**」の**双方について記載**
- 「**部活動**」については、意義・位置づけなど基本的な事項は現行の記載を維持しつつ、①**体罰や暴言、事故等の防止**、②**学校における働き方改革の推進**に関する記載を充実
- 「**地域クラブ活動**」については、新たに、その位置づけや**学校との適切な連携**等について記載

※ 高等学校等に関しては、「部活動」についてのみ記載

※ **教師の兼職兼業、学校施設の有効活用等**を含め、具体的な内容や補足的な事項等は学習指導要領解説で記載

## 学習指導要領における部活動・地域クラブ活動の取扱いについて

令和8年3月3日

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議  
学習指導要領における部活動・地域クラブ活動の取扱いに関する検討ワーキンググループ

### 1 部活動改革を巡る状況

- スポーツ庁・文化庁では、急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちが継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するため、公立中学校等を中心に部活動の地域展開等を推進しており、令和7年のスポーツ基本法改正において、その根拠規定も創設されている。
- 令和7年12月に策定された「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下「新たなガイドライン」という。）においては、令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートし、公立中学校等を対象に、休日については、改革実行期間内（令和13年度まで）に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指すこととされており、平日についても、各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進することとされている。
- 今後、部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」が広がっていくことが見込まれる一方で、平日を中心に部活動が存続する学校もある。このため、当面、学校が主体となる「部活動」と、学校以外の団体等が主体となる「地域クラブ活動」が併存することとなることから、学習指導要領の改訂においては、こうした実態を踏まえた見直しを検討する必要がある。

### 2 基本的な考え方

- 「地域クラブ活動」は、学校以外の団体等が主体となる活動であるが、市区町村等が責任主体となって企画・調整を行い、部活動の教育的意義を継承・発展させたものとして実施される活動であり、部活動と同様、子供たちが生涯にわたって豊かなスポーツ・文化芸術活動を継続するための基盤となる重要な活動であるとともに、責任感・連帯感の涵養など、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。

- これを踏まえ、部活動の地域展開を推進している中学校等については、学習指導要領の改訂において、学校が主体となる「部活動」に加え、学校以外の団体等が主体となる「地域クラブ活動」に関しても、あわせて記載を行う必要がある。
- 高等学校等については、現行学習指導要領と同様、学校が主体となる「部活動」についての記載を行うことが適当である。

### **3 具体的な内容**

学習指導要領の改訂においては、新たなガイドラインで示された部活動改革の理念・取組方針や部活動の地域展開に係る進捗状況・見通しなどを十分に踏まえながら、以下の内容に沿って記載を行うことが適当である。

#### **(1) 「部活動」について**

- 部活動については、その意義や位置づけなど基本的な事項に係る記載は、現行学習指導要領の記載をベースとしつつ、昨今の部活動を巡る課題への対応の観点から、記載の見直しを図る必要がある。
- 具体的には、部活動において、体罰や暴言等の不適切な指導や事故等が少なからず発生していることを踏まえ、それらの防止を徹底しつつ、科学的な根拠に基づく指導や心理的安全性の高い場づくり等を通じて、子供たちの安全・安心な活動環境を確保することが必要である。
- また、令和7年の給特法改正等を踏まえ、学校における働き方改革を更に推進するため、部活動の実施に当たっては、部活動指導員の配置等の運営体制の整備や適切な活動時間の設定等を行うことなども重要である。

#### **(2) 「地域クラブ活動」について**

- 地域クラブ活動は、学校以外の団体等が主体となる活動であるが、部活動と同様に、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校を含めた地域全体で子供たちの望ましい成長を保障する観点から、希望する教師の兼職兼業や学校施設の有効活用などを含め、学校との連携が重要となる。
- これを踏まえ、学習指導要領の改訂においては、地域クラブ活動の位置づけ・意義を明らかにした上で、学校と地域クラブ活動を実施する団体等との間での適切な連携について記載することが必要である。

## 4 留意事項

- 学習指導要領は学校における教育課程の基準であり、現行の部活動についての記載も学校の教育課程との関連を中心に行われており、より具体的な内容や補足的な事項は学習指導要領解説に記載されている。
- このため、今回の改訂にあたっては、学習指導要領の本体では、教育課程との関連を中心に基本的な事項について記載することとし、例えば、
  - ・部活動の地域展開等に関する理念や取組方針（地域全体で支えることによる新たな価値の創出、障害のある生徒等を含めた多様な生徒・ニーズへの配慮、地域の実情等に応じた多様な改革の推進等を含む）
  - ・体罰や暴言等の防止徹底など、安全・安心な活動環境確保のための具体的な取組
  - ・学校と地域クラブ活動を実施する団体等との間における具体的な連携事項（希望する教師の兼職兼業、学校施設の有効活用、活動方針・計画等の情報共有等）など、より具体的な内容等については学習指導要領解説で記載することが考えられる。

### 【参考】現行の中学校学習指導要領（平成29年告示）における部活動関係の記載

※高等学校・特別支援学校についても同様の内容

#### 第1章 総則

##### 第5 学校運営上の留意事項

##### 1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

# 部活動改革に関する最近の動き

---

# 中学校等の部活動を取り巻く現状 及び改革の全体像

# 学校部活動の課題・改革の必要性

## ① 少子化の進展

少子化により、学校の規模が小さくなる中、1つの学校単位ではチームスポーツなどが十分に実施できない

## ② 学校における働き方改革


学校における働き方改革の必要性が高まる中、学校の教師のみに頼る指導体制は維持できない

(参考1) 中学生世代の人口推計 2023年：約322万人 ⇒ 2033年：約259万人

(参考2) 中学校教師の時間外在校等時間 R4：約58時間 ⇒ 目標(R11)：約30時間

(参考3) 学校部活動の意義

- ・生徒が、身近に、気軽に、安全・安心な環境の下で、スポーツ・文化芸術活動を行う機会を公的に保障
- ・生徒の体力向上、責任感・連帯感・リーダーシップの育成、好ましい人間関係の構築などに寄与 など

- 
- 少子化が進む中でも、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保するために、地域のスポーツ・文化資源を最大限活用し、地域全体で支える仕組みの構築が必要
  - これにより、生徒の活動機会の維持にとどまらず、多種多様な体験の実現や、良質な指導等を通じた活動の質向上、地域社会の維持・活性化等につながることも期待 2

# 部活動改革の全体像（イメージ図）

少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続的に親しむ機会を確保・充実**するため、学校部活動の『**地域連携**』及び『**地域展開**』を推進

## 「学校部活動」

- 学校が主体となる**学校教育活動**（教育課程外）
- 学校の教師が**自校の生徒**に指導



## 学校部活動の『**地域連携**』

- **合同部活動**の導入や**部活動指導員**等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

## 学校部活動の『**地域展開**』

## 「地域クラブ活動」

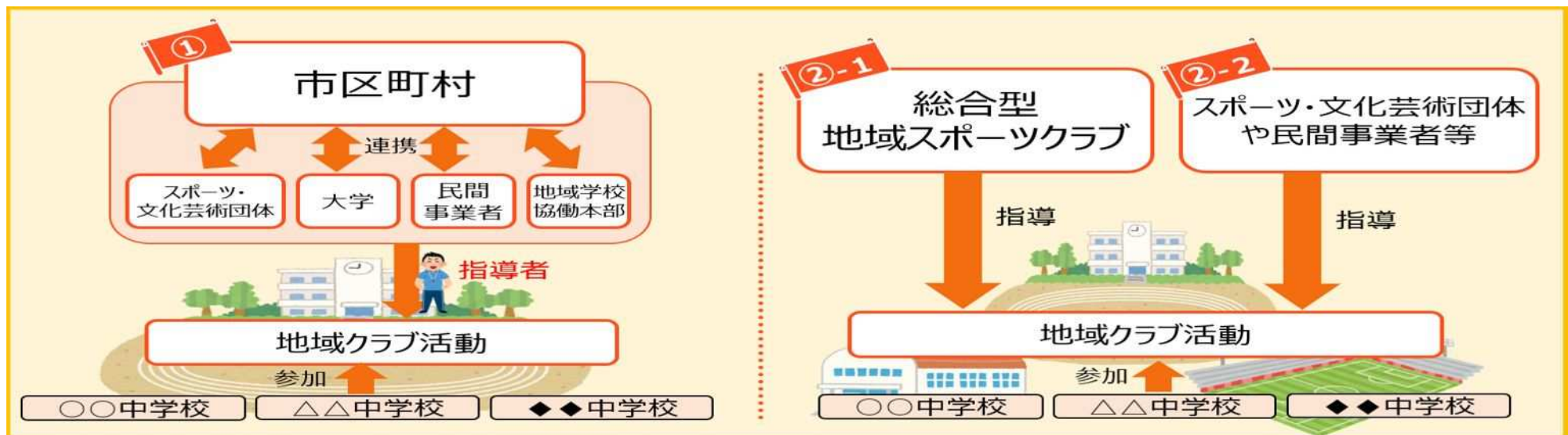
- 学校以外の**地域の多様な主体**が実施する**スポーツ・文化芸術活動**（法律上は**社会教育**など）

＜主体の例＞

- ① 地方公共団体（市区町村等）
- ② スポーツ・文化芸術団体（総合型地域スポーツクラブ、体育・スポーツ協会、競技団体等）
- ③ 民間事業者 など

- **地域の指導者**が**地域の幅広い生徒**に指導
- **学校部活動の意義の継承・発展** + **新たな価値**の創出

## 【「地域クラブ活動」のイメージ】



## 学校部活動から地域クラブ活動への転換

現行

地域移行

見直し

地域展開

### 趣旨

- ①従来、学校内の人的・物的資源（学校の施設を含む）によって運営されてきた活動を広く  
**地域に開き、地域全体で支えていく**
- ②地域に存在する人的・物的資源を活用しながら、  
地域全体で支えることで可能となる**新たな価値を創出し、  
より豊かで幅広い活動**を目指していく

## 地域クラブ活動において実現が期待される「新たな価値」の例

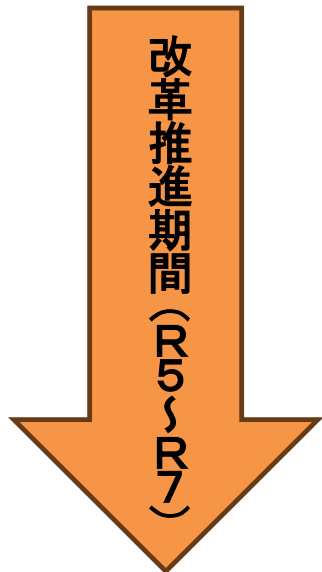
- 生徒のニーズに応じた**多種多様な体験**  
(複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、  
スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む)
- 生徒の**個性・得意分野**等の尊重
- 学校等の**垣根を越えた仲間**とのつながり創出
- 地域の様々な人や幅広い世代との**豊かな交流**
- 適切な資質・能力を備えた指導者による**良質な指導**
- 学校段階にとらわれない**継続的な活動** (引退のない継続的な活動)  
及び地域クラブ活動の指導者による**一貫的な指導** 等

これまでの経緯及び今後の方向性

# 部活動改革の経緯・取組

## ◆「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」(令和4年12月)

- ・ **令和5年度から令和7年度までの3年間を「改革推進期間」と位置付け**
- ・ **まずは、休日における地域の環境整備**を着実に進める。**地域の実情に応じて可能な限り早期の実現**を目指す



地域クラブ活動への移行に向けた実証事業 (モデル事業)			
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
予算額 (スポーツ・文化)	<b>11億円</b>	<b>27億円</b>	<b>45億円</b>
市区町村数	スポーツ： <b>339市区町村</b> 文化：95市区町村	スポーツ： <b>510市区町村</b> 文化：161市区町村	スポーツ： <b>670市区町村</b> 文化：251市区町村

※予算額は補正を含む。

## ◆「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」(令和6年8月～)

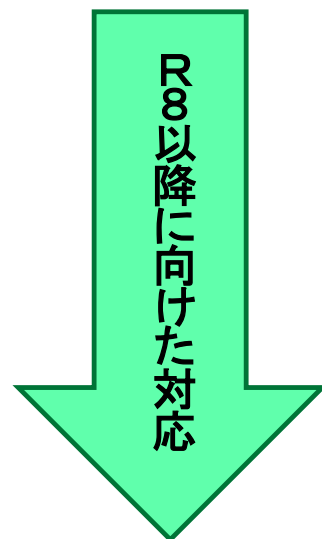
- ・ 「改革推進期間」終了後 (令和8年度以降) の改革の方向性や総合的な方策を検討
- ・ 令和6年12月に中間とりまとめ、**令和7年5月16日に最終とりまとめ**

※給特法改正・スポーツ基本法改正 (令和7年6月)  
部活動の地域展開等に関する規定が創設

## ◆部活動改革に関する新たなガイドラインの策定(令和7年12月 文部科学省)

### ◆新たな補助制度の創設

(令和7年度補正予算：82億円、令和8年度予算案：57億円 **計139億円**)



# 部活動の地域展開等に関する法律上の規定

## スポーツ基本法（令和7年改正）

（中学校の生徒が継続的にスポーツに親しむ機会の確保）

- 第十七条の二 地方公共団体は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この項において同じ。）の生徒の数の減少及びこれに伴う中学校の部活動の実施に係る状況を踏まえ、中学校の生徒が継続的に多様なスポーツに親しむことができるよう、地域の実情に応じて、学校、住民が主体的に運営するスポーツ団体（第二十一条及び第二十二条第一項において「地域スポーツクラブ」という。）その他の団体との緊密な連携の下に、中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。

## 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（附則）

（政府の措置）

第三条 政府は、令和十一年度までに、公立の義務教育諸学校等（給特法第二条第一項に規定する義務教育諸学校等をいう。以下同じ。）の教育職員（第一条の規定（給特法第二条第二項の改正規定に限る。）による改正後の給特法第二条第二項に規定する教育職員をいう。以下この項及び附則第五条において同じ。）について、一箇月時間外在校等時間を平均三十時間程度に削減することを目標とし、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一～五 （略）

六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

七 （略）

2 （略）

# 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要①（令和7年12月）

令和8年度から新たに「改革実行期間」がスタートすることを踏まえ、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、**部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、国としての考え方を示すもの**  
※公立中学校等が主な対象（「IV 学校部活動の在り方」については、国立・私立を含めた中学校及び高等学校等が対象）



## I 部活動改革の基本的な考え方・方向性

- 1 改革の理念
- 2 取組の類型・名称（地域展開・地域連携）
- 3 改革の方向性
  - （1）基本的方針
  - （2）改革期間及び取組方針（休日・平日）
  - （3）留意事項

## II 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

- 1 地域クラブ活動の在り方
- 2 地域クラブ活動に関する認定制度 ※詳細は別冊資料①を参照
  - （1）趣旨
  - （2）想定される認定の効果
  - （3）認定制度の概要（認定要件・認定手続等）
  - （4）認定されていない地域クラブ活動の取扱い

## III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

- 1 推進体制の整備
  - （1）地方公共団体における体制整備
  - （2）国・都道府県・市区町村等・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の役割分担
  - （3）地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携
  - （4）関係団体等・大学・民間企業との連携
- 2 各種課題への対応
  - （1）運営団体・実施主体の整備等
  - （2）指導者の確保・育成
  - （3）活動場所の確保
  - （4）活動場所への移動手段の確保
  - （5）生徒の安全・安心の確保
  - （6）障害のある生徒の活動機会の確保
- 3 生徒のニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

## IV 学校部活動の在り方

- 1 適切な運営のための体制整備
  - （1）学校部活動に関する方針の策定等
  - （2）指導・運営に係る体制の構築
- 2 適切な指導及び安全・安心の確保
  - （1）暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶
  - （2）合理的かつ効率的・効果的な活動の推進
  - （3）競技ごとの指導手引きの普及・活用
- 3 適切な活動時間・休養日等の設定
- 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

## V 大会・コンクールの在り方

- 1 生徒の大会等の参加機会の確保
- 2 大会等への参加の引率や運営に係る体制の整備
  - （1）大会等への参加の引率
  - （2）大会等の運営への従事
- 3 生徒の大会等の安全確保
- 4 全国大会をはじめとする大会等の在り方

## VI 関連する制度の在り方

- 1 教師等の兼職兼業
- 2 教師の人事における学校部活動の指導力の評価等
- 3 高等学校入学者選抜における学校部活動・地域クラブ活動の取扱い

## 別冊資料

- ①地域クラブ活動に関する認定制度（指導者登録制度を含む。）
- ②部活動の地域展開等に関する参考資料

# 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の概要②（令和7年12月）

## 改革の理念等

- 急激な少子化が進む中でも、**将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実**
- 障害のある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、**全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備**
- 地域クラブ活動においては、**学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展**させつつ、地域全体で支えることによる**新たな価値を創出**

### 【中間評価】

改革期間	令和5年度～7年度 「改革推進期間」	令和8年度～10年度 「改革実行期間」（前期）	令和11年度～13年度 「改革実行期間」（後期）
取組方針	<p><b>休日</b> 改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す ※現時点で着手していない地方公共団体においても、<b>前期の間に確実に休日の地域展開等に着手</b> （中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、当面、部活動指導員の配置等を推進）</p> <p><b>平日</b> <b>各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進</b>（まずは、国において実現可能な活動の在り方等を検証）</p> <p>※学校部活動をベースとした地域との連携など、<b>地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要</b></p>		
認定制度	<p>競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等のため、<b>国が示す要件等に基づき、市区町村等が地域クラブ活動の認定を行う仕組み</b>を構築</p> <p><b>【呼称】</b>「認定地域クラブ活動」 <b>【想定される認定の効果】</b> 公的支援（財政支援、学校施設の優先利用等）、大会・コンクールへの円滑な参加等</p> <p><b>【主な要件】</b> 活動時間（平日は1日2h程度以内、休日は1日3h程度以内） / 休養日（週2日以上、休日のみ活動の場合は土日どちらか） / 低廉な参加費 / 指導体制（日本版DBS活用を含めた不適切行為の防止徹底、指導者研修・登録等） / 安全確保 / 学校等との連携</p>		
地域展開の円滑な推進に当たっての対応	<p><b>推進体制</b> 国としての取組方針の提示・地方公共団体への支援・周知広報等 / 都道府県のリーダーシップ / 市区町村等が改革の責任主体 / 専門部署の設置・コーディネーターの配置 / 生徒が所属する中学校等との連携 / 関係団体等・大学・民間企業との連携等</p> <p><b>各種課題への対応</b> ①運営団体・実施主体の体制整備等 ②指導者の確保・育成 ③活動場所の確保(学校施設の有効活用等) ④移動手段の確保 ⑤生徒の安全確保 ⑥障害のある生徒の活動機会の確保 ※6項目について具体的な取組内容等を整理</p> <p><b>ニーズ反映・参画促進等</b> 生徒等のニーズの把握・反映 / 地域クラブ活動への参加促進のための情報提供等（体験会の開催、入学説明会等でのオリエンテーション、ポータルサイトなどによる一元的な情報提供等） / 生徒のクラブ運営等への参画（生徒同士の話し合いなど）</p>		
部活動の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適切な運営のための体制整備（部活動に係る方針策定、部活動指導員等の配置や合同部活動の実施、勤務時間管理・業務改善等）</li> <li>● 適切な指導及び安全・安心の確保（暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶、事案発生時の迅速な対応・再発防止、過度な練習等の防止等）</li> <li>● 適切な活動時間・休養日等の設定 ● 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備</li> </ul>		
大会等の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 生徒の参加機会確保（地域クラブ活動等の参加促進等） ● 大会等への引率や運営に係る体制整備（教師以外の関係者の参画促進等）</li> <li>● 生徒の安全確保（熱中症対策等） ● 大会等の在り方の見直し（多様なニーズを踏まえた大会等の開催等）</li> </ul>		
関連制度	<p>従事を希望する教師等の兼職兼業の円滑化（中学校教師だけでなく小学校教師（体育専科等）や高校・特別支援学校の教師等を含む）、教師の人事・採用での部活動指導力の評価における留意、高校入試における取扱いなど</p>		

# 地域クラブ活動に関する認定制度の概要

## 認定スキーム

- 国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施
- 地域クラブ側からの申請を受け、市区町村等において審査の上、認定  
認定後も、市区町村等が適切に指導助言等を実施



- ※ 国が示す認定要件に沿って、市区町村等が自ら運営・実施する地域クラブ活動については、認定したものとみなす
- ※ 認定の有効期間は、最長3年間の範囲内で、地域の実情に応じて市区町村等において設定

## 認定要件

事項	主な内容
①活動の目的・理念	・ 学校部活動が担ってきた教育的意義の継承・発展、生徒の豊かで幅広い活動機会の保障（選抜等を行わず、参加を希望する生徒を幅広く受け入れることを含む）
②活動時間・休養日	・ 平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内 ・ 週2日以上 of 休養日を設定（休日のみ活動する場合は、原則、土日どちらかを休養日に設定）
③参加費等	・ 活動の維持・運営に必要な範囲で可能な限り低廉な参加費等を設定（国が示す目安を踏まえる）
④指導体制	・ 暴力・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の防止徹底（日本版DBSの活用を含む） ・ 市区町村等が定める研修を受講し、登録された指導者等による指導（※） （※）「認定地域クラブ活動指導者」登録制度を構築（研修メニュー例、登録要件・手続等、不適切行為への対応等について規定）
⑤安全確保	・ 生徒の健康状態や気温等を考慮した適切な活動、施設・設備等の点検、緊急時の連絡体制整備 ・ 怪我等を補償する保険及び個人賠償責任保険への加入（参加者及び指導者等）
⑥運営体制	・ 関係法令の遵守、規約等の作成・公表、公正かつ適切な会計処理、営利を主目的とせずに運営
⑦学校等との連携	・ 活動方針やスケジュール、生徒の活動状況等に関する情報共有

（※）円滑な実施の観点から、一定期間の経過措置を設ける（原則として令和8年度末まで）

## 想定される認定の効果（メリット）

- ① 生徒・保護者等に対する市区町村等による情報提供
- ② 地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等）
- ③ 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業
- ④ 生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

# 新たなガイドラインにおける学校との連携等に関する主な内容

## 生徒が所属する中学校等との連携（Ⅲの1（3））

- 部活動を地域展開した場合にも、学校との関係が切り離されるものではなく、地域クラブ活動の実施に当たっては、生徒が所属する中学校等との適切な連携を図ることが重要

### <連携内容>

- ・ 地域クラブ活動の活動方針・活動状況等の中学校等への共有
- ・ 学校施設の活用や教師の兼職兼業等に当たっての連絡調整
- ・ 地域クラブ活動への参加促進等のための生徒・保護者等への情報提供

## 活動場所の確保（Ⅲの2（3））

- 学校施設等の有効活用（地方公共団体等による協力等）
- 認定を受けた地域クラブ活動の優先利用・使用料減免等
- 活動場所の管理運営の効率化等（ICT活用による予約システム、スマートロックなどによる鍵の受渡しの負担軽減、指定管理者制度等の活用、学校施設の複合化等）

## 教師等の兼職兼業（Ⅵの1）

- 希望する教師等の兼職兼業の許可の円滑化（特に、「認定地域クラブ活動」に関する積極的な許可）
- 中学校の教師だけでなく、小学校の教師（体育専科教師等）、高校・特別支援学校の教師等の幅広い者の兼職兼業の環境整備
- 教師等の本人の意思の尊重、学校運営に支障がないことの確認、適切な労務管理等

# 部活動の地域展開等の全国的な実施

令和8年度予算額 57億円  
 (前年度予算額 37億円)  
 令和7年度補正予算額 82億円



## 理念・方向性

- ✓ 急激な少子化が進む中でも、将来にわたって子供たちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実。学校の働き方改革を推進し、学校教育の質も向上。
- ✓ 学校部活動の意義を継承・発展させつつ、地域クラブ活動としての新たな価値を創出。
- ✓ 地域の実情に応じた持続可能で多様なスポーツ・文化芸術環境を整備。
- ✓ 学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、子供たちの豊かで幅広い活動機会を保障。
- ✓ 「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消。

## 事業内容

「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(令和7年12月文部科学省)に基づき、**令和8年度からの「改革実行期間」**における部活動の地域展開等の全国的な実施を推進

※★印は令和7年度補正予算に計上

### I. 部活動の地域展開等推進事業

54億円 ※令和7年度補正予算額：82億円

地方公共団体に対して、中学校の部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進や部活動指導員の配置に係る経費を補助するとともに、地域間における体験格差の防止、子供たちの安全・安心な活動や質の高い指導の担保等の観点から、地方公共団体への伴走支援等を実施。

#### (1) 部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進

補助金

部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進のために必要な経費を、地方公共団体に対して補助。

- ① 休日の地域クラブ活動の活動費等の支援  
 (指導者謝金、事務局人件費、旅費、消耗品費等)
- ② 経済的困窮世帯の生徒への支援  
 (参加費・保険料)
- ③ 推進体制の整備等★  
 (コーディネーターの配置、人材バンクの設置・運用、指導者研修、移動手段確保等)

〈補助割合：①③は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3(\*1)、②は国1/2、都道府県・市区町村1/2〉

#### (2) 平日も含めた地域展開等の加速化のための重点課題への対応★

補助金

実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行うため、実証事業を実施。(定額補助：国10/10)

〈主な重点課題〉

- ・小学校体育専科教師等の指導者としての活用など多様な兼職兼業のモデル形成
- ・地元大学等との連携による指導・運営体制の整備
- ・学校施設の有効活用(指定管理者制度・民間委託等による管理効率化などを含む)
- ・平日放課後の地域クラブ活動の移動手段の確保・民間活力の活用等による持続可能な運営モデルの構築
- ・パラスポーツの推進及びインクルーシブな活動環境の確保等



#### (3) 中学校における部活動指導員の配置支援

補助金

各学校や拠点校に部活動指導員を配置し、指導や大会引率等を担う。

【17,320人(運動部：13,620人、文化部：3,700人)】〈補助割合：国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3(\*1)〉

#### (4) 地方公共団体への伴走支援と安全安心・質の高い指導の担保等

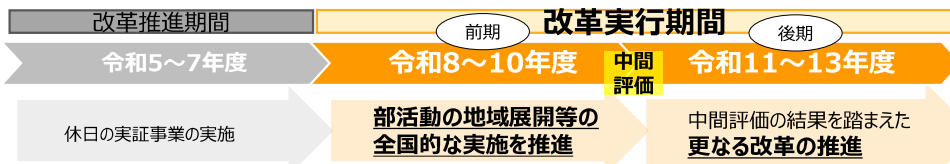
委託費等

- ・相談・サポート窓口設置、アドバイザー派遣、取組状況調査、課題への対応策創出、好事例の横展開★
- ・指導・リスクマネジメントの手引きの作成、動画ポータルサイトの運営(JSC運営費交付金)

### II. 地域における新たなスポーツ環境の構築等

3億円 ※令和7年度補正予算額：0.4億円

- ・部活動の地域展開に当たり必要な公立中学校の施設の整備・改修を支援(用具保管の倉庫、スマートロック設置に伴う扉の改修等)★(一部)
- ・指導者養成のための講習会や暴力等の根絶に向けた啓発活動の実施
- ・大学生が卒業後も継続的に地域の中学生の指導に当たる仕組みを構築等



※休日については、改革実行期間内に、原則、全ての部活動で地域展開の実現を目指す

【強い経済】を実現する総合経済対策(令和7年11月21日閣議決定)抜粋  
 地域クラブ活動の推進体制整備や各種課題解決に向けた継続的な支援等により、部活動の地域展開等の全国実施を加速する。

### 根拠法令

- **スポーツ基本法(令和7年改正後)(抜粋)**  
 第十七条の二 地方公共団体は、(略)中学校の生徒が地域においてスポーツに親しむ機会を確保するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 2 国は、地方公共団体に対し、前項の施策の円滑な実施のために必要な助言、指導、経費の補助その他の援助を行うよう努めるものとする。
- **公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(令和7年改正)(抜粋)**  
 附則第三条 政府は、(略)次に掲げる措置を講ずるものとする。  
 六 部活動の地域における展開等を円滑に進めるための財政的な援助を行うこと。

\*1 都道府県又は指定都市が実施主体の場合は、国1/3、都道府県・指定都市2/3  
 \*2 本資料における「スポーツ」には障害者スポーツ、「文化芸術」には、障害者芸術を、「中学校」には特別支援学校中学部等を含む。

# 部活動の地域展開等の進捗状況（休日）

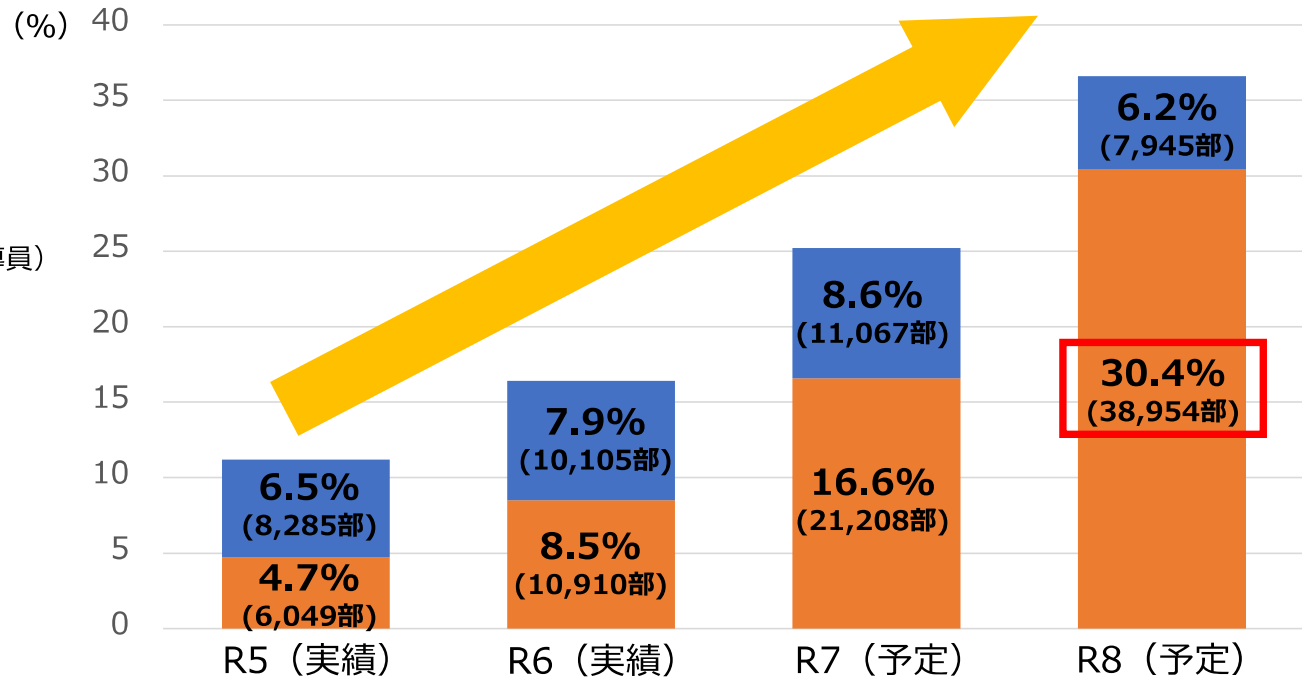
- 「改革推進期間」が始まった令和5年度以降、部活動の地域展開等が着実に進捗
- 「改革実行期間」が始まる令和8年度には、約3割の部活動が地域展開し、地域クラブ活動となる予定。  
**スポーツで1,097自治体、文化芸術で646自治体**が地域展開に取り組む予定。

## ◆部活動数

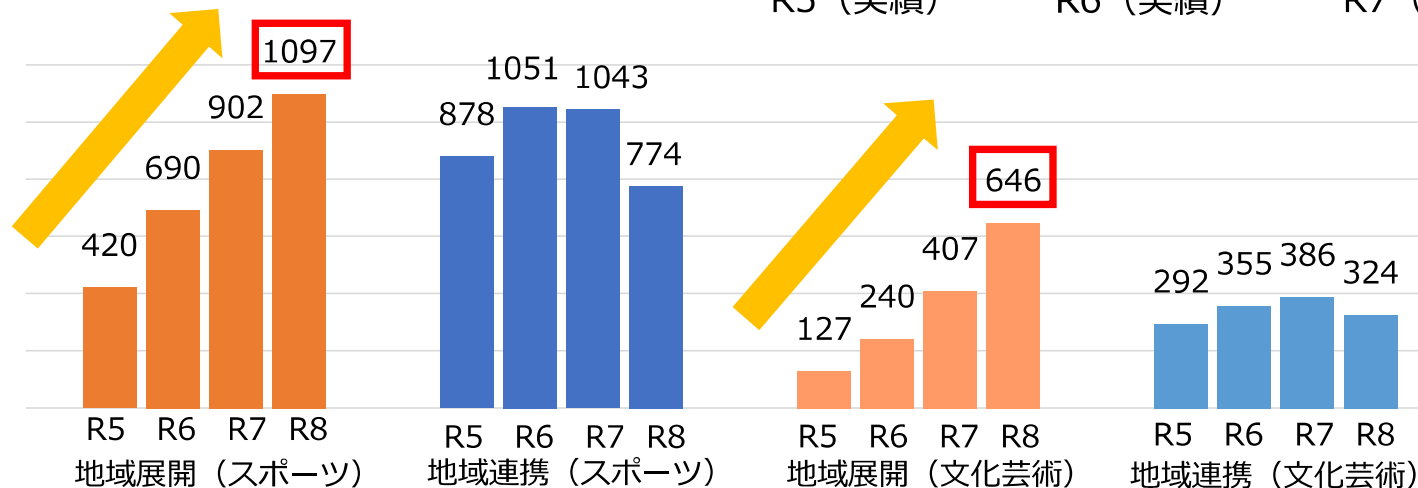
(スポーツ・文化芸術合計)

■ 地域展開（地域クラブ活動）

■ 地域連携（合同部活動・部活動指導員）



## ◆自治体数



【出典】部活動改革の取組状況に関する調査  
(スポーツ庁・文化庁)

<調査期間> 2025年5月7日～6月6日  
<調査対象> 全ての都道府県、市区町村等

※1 「地域展開」は、地域展開が完了している、又は地域展開に取り組んでいる状態、「地域連携」は、合同部活動の実施と部活動指導員の活用の両方又はいずれかを行っている状態を指す

※2 部活動数の母数を128,000部（スポーツ100,000部、文化芸術28,000部）として割合を算出

※3 自治体数は都道府県及び市区町村等の合計 **14**

# 部活動の地域展開等の進捗状況（平日）

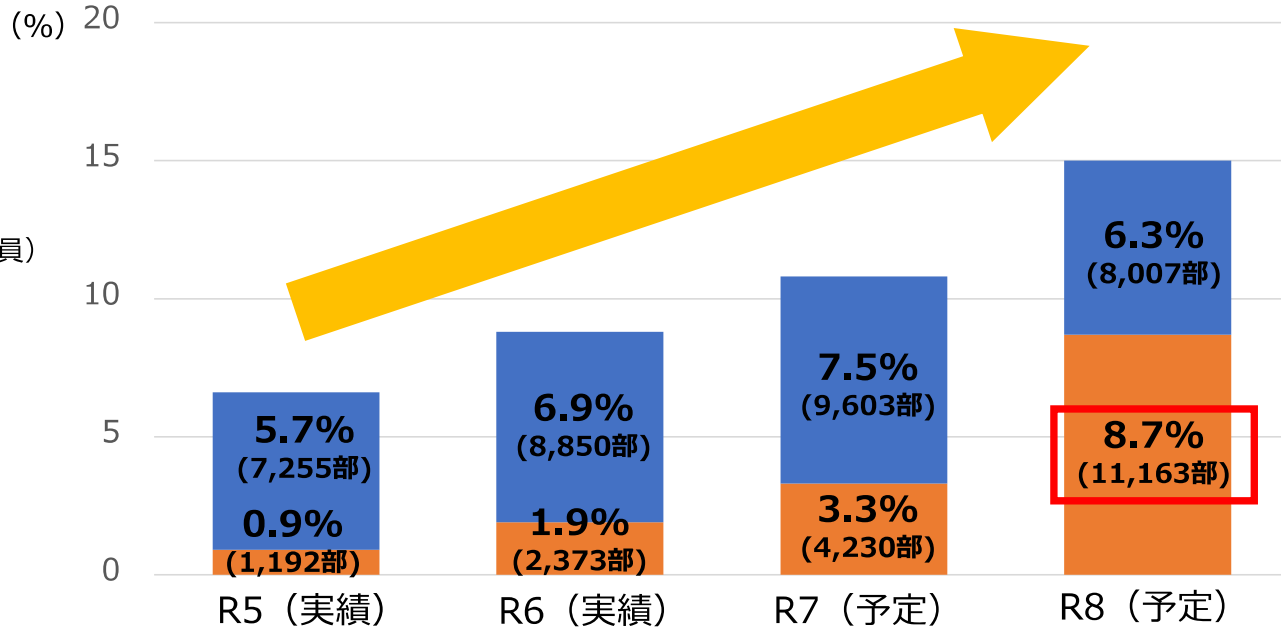
- 「改革推進期間」が始まった令和5年度以降、部活動の地域展開等が少しずつ進捗（休日と比べると進捗は緩やかな状況）
- 「改革実行期間」が始まる令和8年度には、**1割弱の部活動が地域展開**し、地域クラブ活動となる予定。**スポーツで525自治体、文化芸術で236自治体**が地域展開に取り組む予定。

## ◆部活動数

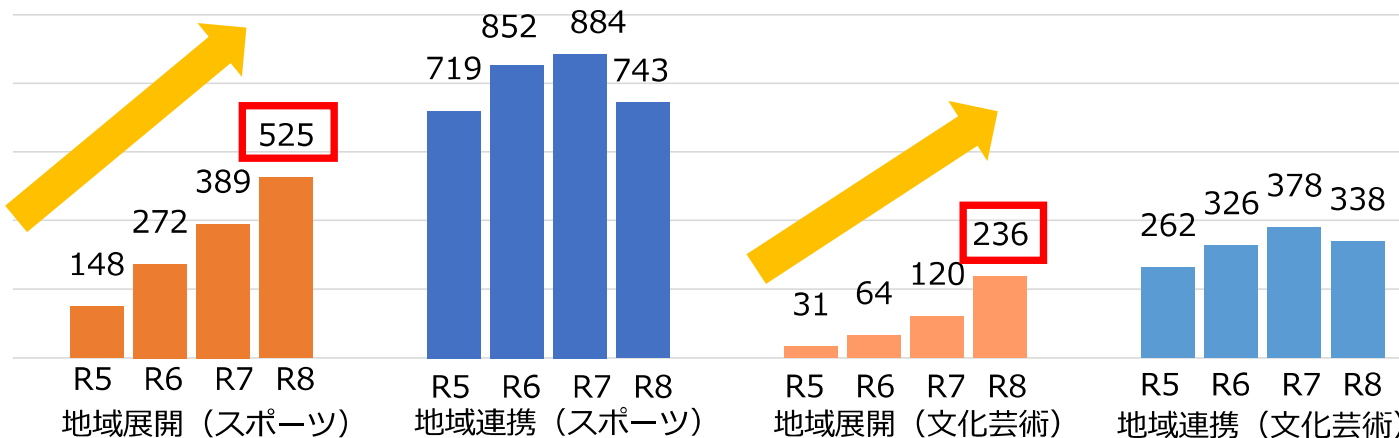
（スポーツ・文化芸術合計）

■ 地域展開（地域クラブ活動）

■ 地域連携（合同部活動・部活動指導員）



## ◆自治体数



【出典】部活動改革の取組状況に関する調査  
（スポーツ庁・文化庁）

＜調査期間＞ 2025年5月7日～ 6月6日  
＜調査対象＞ 全ての都道府県、市区町村等

※1 「地域展開」は、地域展開が完了している、又は地域展開に取り組んでいる状態、「地域連携」は、合同部活動の実施と部活動指導員の活用の両方又はいずれかを行っている状態を指す

※2 部活動数の母数を128,000部（スポーツ100,000部、文化芸術28,000部）として割合を算出

※3 自治体数は都道府県及び市区町村等の合計 **15**